

市民税・固定資産税の課税漏れについて

市税条例に基づき、生活保護受給者については市民税は非課税、固定資産税は減免となりますが、今般、生活保護を受給されていないにも関わらず、10名の方を課税上、生活保護受給者として、非課税としていたことが判明しました。また、逆に生活保護受給中の1名に市民税を課税していたことが判明しましたので、下記のとおり報告いたします。

なお、令和4年度の当初課税事務を進めるにあたりましては、このようなことが生じないように細心の注意を払い事務を進めてまいります。

1. 概要について

市民税の課税について、11月下旬に市民から問い合わせがあり、調査したところ、生活保護を受給されていないにも関わらず、課税上、生活保護受給者として非課税としていました。

この状況を踏まえ、急ぎ調査した結果、同様に非課税となっている方が6名、逆に生活保護受給中であった1名に課税していたことが判明しました。

また、固定資産税についても、生活保護を受給されていない方3名に対し、課税していなかったことが判明しました。

2. 原因

市民税及び固定資産税の課税事務において、課税資料入力時に誤った情報を入力したことが原因です。

3. 対象者及び金額について

- 対 象 市民税8名（うち遡及課税対象者7名、返還対象者1名）
固定資産税3名（遡及課税対象者3名）
- 課税金額 市民税 合計(令和元～3年度分) 999,000円(1人に付438,900円～11,200円)
※税法上遡及課税できない税額：平成30年度分144,800円
固定資産税 合計(令和2～3年度分) 30,200円(1人に付15,800円～5,700円)
- 返還金額 市民税 合計(令和元年度分) 9,600円

4. 再発防止について

課税業務を行う上での確認作業及び項目を追加するなど、課税漏れが発生しないようチェック体制を強化し、再発防止を図ってまいります。

【お問い合わせ先】

税務課（内線1280）日下部

☎0773-66-1027、FAX0773-63-9231

E-Mail: zeimu@city.maizuru.lg.jp